（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の四の二　電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の四の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

様式第３（第２条第１項関係）

第１表

［略］

注１　携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）、セルラーＬＰＷＡ（無線設備規則第49条の６の９第１項及び第５項又は同条第１項及び第６項で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を使用する携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

２　三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

３　［略］

４　［略］

５　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注４中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

６　［略］

７　［略］

８　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

９　三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び三・九一四世代移動通信システム以外を使用する携帯電話（第五世代移動通信システムを使用するものを除く。）を一の契約で提供している場合には、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

１０　第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システム以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

１１　セルラーＬＰＷＡを使用する携帯電話及びセルラーＬＰＷＡ以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、セルラーＬＰＷＡを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、セルラーＬＰＷＡを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。

１２　データ伝送役務が提供されていないものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

様式第３（第２条第１項関係）

第１表

［同左］

注１　携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　［同左］

６　［同左］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］